

守成クラブ諏訪湖
出張旅費規程

作成：海老原 良至
監修：橋口 卓司

第1条（目的）

この規程は、原則として守成クラブ諏訪湖の代表及び世話人が、当会の命により、県内外他会場に出張するときの旅費について定める。

第2条（適用範囲）

本規程は原則として、代表、三役、世話人に適用する。
但し、上記以外の会員であっても、当会代表の承認を得ている場合は、本規程を適用できるものとする。

第3条（出張の種類）

本規程の出張の種類は、宿泊出張と日帰り出張の2種類とする。

- ① 宿泊出張とは、命を受けた者の本拠地から片道100km以上、又は移動時間2時間以上の地域へ出張し、宿泊を伴うものとする。
- ② 日帰り出張とは、①の地域内に出張し、宿泊を伴わない出張とする。

第4条（旅費の種類）

本規程の旅費の種類は、以下に定める通りとする。

- ① 例会参加費
- ② 交通費
- ③ 宿泊費

第5条（交通費）

本規程の交通費及び利用できる等級は、以下に定める通りとする。

J R ・ 鉄 道	特急（普通）
航空機	エコノミー
船舶	2等
高速バス	実費
自 車	高速代 + ガソリン代

第6条（宿泊）

宿泊費は、出張日数・宿泊日数に応じて、以下に定めるものとする。

※役職不問（一般会員の場合は下欄を適用）

日 帰 り	1 泊 2 日	2 泊 3 日
例会参加費＋交通費	例会参加費＋交通費＋宿泊費	←
交通費	交通費＋宿泊費	←

第7条（出張手続き）

出張しようとする者は、予め所定の申請用紙を、代表・世話人会に提出し、代表及び世話人会の承認を得なければならない。

第8条（旅費の仮払い）

出張しようとする者は、予め概算の経費を記入した「仮払い申請書兼受領書」を代表・世話人会に提出し、代表の承認を得ることで、仮払い金を受け取ることが出来る。

第9条（出張中の出費）

出張中、本規程に定める旅費の基準を超えて、または業務上必要となる出費が発生した場合は、原則として事前に代表の承認を得るものとし、やむを得ない事情がある時は、事後の承認を得たものに限り、支給する。

第10条（出張報告）

出張者が帰着後3日以内に、所定の用紙または共有の媒体(F B ・ L I N E 等可)にてレポートを提出・投稿する。

第11条（旅費精算）

出張者が出張より帰着したときは、「出張旅費精算書」を作成し、次回の世話人会に提出し、代表の承認を受けた後、精算する。

※この時、各領収書(レシート可)の添付を必須とする。

第12条（支給割合）

本規程第4条・第6条に定める種類の総額の30%とする。

第13条（見直し）

本規程は、世話人会において、当会の会計年度毎の見直し・更新を行なう。

付則

この規程は、2019年10月 1日より施行する。